

教科書検定制度による、教育内容の国家統制強化の動きに反対する決議

最高裁判所は、提訴以来 28 年間にわたっておこなわれてきた家永教科書裁判・第一次教科書訴訟に対して、今年 3 月 16 日に「上告棄却」の判決を下した。この判決は、口頭弁論も開かれず、家永氏に通知すらすることもなく、抜き打ち的になされたのである。しかも、教科書検定の違憲性が争われた初めての裁判でありながらも、「戦争天皇」「国家」など多くの箇所の争点について、具体的な検討はおこなわれず、すべて「合憲・合法」としたのである。侵略戦争をふくむ歴史の真実をかき消し、国民の知る権利を奪い去るこの判決にたいして多くの人々が怒りの声を上げている。

この教科書裁判の「上告棄却」に歩調をあわせるように、教科書検定制度による国定教科書づくりの動きが急速にすすめられてきている。その具体的なあらわれのひとつとして、1989 年に教科書検定の制度が大きく変わったことがあげられる。新制度では、教科書審議会でいきなり合格・不合格の決定ができるようになり、審議会の権限がきわめて強化されている。また、学習指導要領すべての内容を「不足なく取り上げること」とともに、「不必要なものは取り上げていないこと」が検定基準として新たに加わった。さらに、従来参考意見程度に考えられていた「内容の取り扱い」という部分までも検定基準に含むとしたため、検定内容が一層強化されるものとなったのである。

今回の学習指導要領の改訂にもとづく教科書検定では、1990 年の小学校教科書では 8 点（うち理科が 4 点）、1991 年の中学校教科書では 3 点（理科は無し）、1992 年の高等学校教科書では 11 点（生物 5 点、地学 1 点、化学 1 点、数学 1 点、英語 1 点、保健体育 1 点、商業計算事務 1 点）が不合格になっている。ことに、高校理科教科書の異常な大量不合格は、政府・文部省の「学習指導要領に法的拘束力がある」という立場の強い姿勢を改めて示したものとなっている。

我々は、このような教科書検定制度による教育内容の国家統制強化の動きに強く反対する。

我々は、教育権を父母、こども、教師の手にとりもどすための取り組みを職場、地域、学園ですすめていく決意である。

以上決議する。

1993 年 5 月 4 日

地学団体研究会・第 47 回新潟総会